**平成２３年（フ）第３８０号**
兵庫県姫路市御国野町国分寺491番地県住御国野２号棟90号、事業所所在地兵庫県姫路市立町22番地
債務者　万美厨こと　木俣　壽夫
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３８６号**
兵庫県姫路市勝原区大谷401番地レオパレスリベルラⅡ202
債務者　出羽　加苗（旧姓木場）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３９７号**
兵庫県姫路市飾磨区構３丁目487番地１ホワイトタウン202号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田２丁目1319番地18
債務者　高原　朋之
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４１６号**
兵庫県加古川市野口町北野559番地の５
債務者　形木原亜希子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５２号**
兵庫県豊岡市日高町国分寺844番地の１　エムロード和202号
債務者　宮垣　明彦
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２３５号**
奈良市横井２丁目152番地の１　第196号
債務者　中谷千代子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２９９号**
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南４丁目４番13号
債務者　佐藤営繕こと　佐藤実千穂
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第３２５号**
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住４―205
債務者　杉本　恵子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４１２号**
広島市安佐北区落合南３丁目12番13―513号、住民票上の住所広島市安佐南区緑井７丁目16番42―10号
債務者　三宅　啓二
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５６５号**
広島市安佐北区可部８丁目３番43―８―102号
債務者　益田　佳織
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７２５号**
広島市西区己斐東２丁目16番13号
債務者　山崎　貫悟
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９９号**
広島県三原市小泉町600番地２
債務者　上田　殷生
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１０４号**
山口県下関市長府黒門東町３番Ｄ―101号　神戸製鋼アパート
債務者　原　　恵一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１１８号**
山口県下関市安岡本町２丁目６番６号
債務者　北嶋　ヒサ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１２９号**
山口県下関市栄町11番14号
債務者　西方　正人（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第２０４号**
徳島県徳島市南佐古六番町５番24号　シャルム南佐古307号
債務者　長友　洋隆
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２１４号**
徳島県徳島市川内町沖島598番地の６
債務者　髙木　　貢
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部